

生駒市規則第 2 2 号

生駒市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 3 0 年 8 月 2 9 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市会計規則の一部を改正する規則

生駒市会計規則（昭和 4 8 年 3 月生駒市規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 7 条第 1 項中「令第 1 5 8 条第 1 項の規定により同項各号に掲げる歳入について私人にその徴収若しくは収納の事務の委託をしようとするとき、又は介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 1 4 4 条の 2 の規定により介護保険料について私人にその」を「次に掲げる規定により、私人に歳入の徴収又は」に、「うえ」を「上」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 令第 1 5 8 条第 1 項
- (2) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 5 7 年法律第 8 0 号）第 1 1 4 条
- (3) 介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 1 4 4 条の 2

附 則

この規則は、公布の日から施行する。